

■ 柏市・道路占用料の額の改定内容一覧（改定＝令和4年4月1日から）

占用物件		単位	道路占用料の額【円】		
			改定後(R4.4～)	改定前(～R4.3)	
道路法第32条第1項第1号に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1年	1,431	1,347	
	第2種電柱	1本につき1年	2,198	2,068	
	第3種電柱	1本につき1年	2,965	2,790	
	第1種電話柱	1本につき1年	1,252	1,179	
	第2種電話柱	1本につき1年	2,019	1,900	
	第3種電話柱	1本につき1年	2,786	2,261	
	その他の柱類	1本につき1年	127	120	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	12		
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	7		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,252	2,405	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	766	722	
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	2,556	2,405	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,073	1,179	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	6,619	6,031	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,556	2,405	
道路法第32条第1項第2号に掲げる物 件	外径0.07m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	53	51	
	外径0.07m以上0.1m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	76	72	
	外径0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	115	108	
	外径0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	153	144	
	外径0.2m以上0.3m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	230	216	
	外径0.3m以上0.4m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	306	289	
	外径0.4m以上0.7m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	536	505	
	外径0.7m以上1m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	766	722	
	外径1m以上のもの	長さ1メートルにつき1年	1,533	1,443	
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	2,556	2,405	
道路法第32条第1項第5号に掲げる施 設	地下街及び地 下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.01を乗じて得た額	
	上空に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	3,309	3,015	
	地下に設ける通路	占用面積1平方メートルにつき1年	1,985	1,809	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,556	2,405	
道路法第32条第1項第6号に掲げる施 設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設け るもの	占用面積1平方メートルにつき1日	17		
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	551	503	

■ 柏市・道路占用料の額の改定内容一覧（改定＝令和4年4月1日から）

占用物件			単位	道路占用料の額【円】	
				改定後(R4.4～)	改定前(～R4.3)
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	551	503
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	6,619	6,031
	標識		1本につき1年	1,636	1,168
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	17	
		その他のもの	1本につき1月	551	503
	幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	17	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	551	503
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	5,514	6,031
		その他のもの	1基につき1月	2,757	3,015
	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	2,556
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	551	503
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	212	200
道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.01を乗じて得た額	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.01を乗じて得た額		
道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.01を乗じて得た額		

■ 柏市・道路占用料の額の改定内容一覧（改定＝令和4年4月1日から）

占用物件		単位	道路占用料の額【円】	
			改定後(R4.4～)	改定前(~R4.3)
道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額
道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額
	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.024を乗じて得た額
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.034を乗じて得た額

備考 表中の「A」とは、近傍類似の土地における固定資産課税台帳（土地課税台帳）に登録された価格をいいます。